三　権利者氏名　被相続人　藤原　光藏　相続人
兵庫県西脇市中畑町三三八番地の五〇市営住宅八四一号　村上　弘美
従前の土地
西脇市高田井町字北畑五二四番四五
地目　畑　登記面積　六二㎡
換地後の土地
西脇市高田井町字矢筈八六〇番
地目　宅地　登記面積　四六．五五㎡
交付清算金　三一、三九五円
四　権利者氏名　被相続人　藤原忠太郎　相続人
兵庫県西脇市中畑町三三八番地の五〇市営住宅八四一号　村上　弘美
㈠　従前の土地
西脇市高田井町字山田四四六番二
地目　公衆用道路　登記面積　三．三〇㎡
換地後の土地
法第九十五条第六項により金銭清算。法第一〇四条第一項により消滅。
交付清算金　二、八七七円
㈡　従前の土地
西脇市高田井町字山田四四七番二
地目　公衆用道路　登記面積　四六㎡
換地後の土地
法第九十五条第六項により金銭清算。法第一〇四条第一項により消滅。
交付清算金　四〇、〇二六円
五　権利者氏名　兵庫県多可郡黒田庄村喜多一七七番地　株式会社大志銀行
従前の土地
西脇市高田井町字澤七一七番一
地目　田　登記面積　五五六㎡
一番根抵当権
換地後の土地
西脇市高田井町字矢筈九八七番
地目　宅地　登記面積　四四四．九一㎡
一番根抵当権
徴収清算金　一四四、二九一円
（教示）
一　土地区画整理法第一〇三条第一項の規定により、東播都市計画事業高田井土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。
二　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に兵庫県知事に審査請求をすることができます。
（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）
三　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に西脇市高田井土地区画整理組合に対して処分の取消しの訴えを提起することができます。
四　右記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に西脇市高田井土地区画整理組合に対して処分の取消しの訴えを提起することができます。
五　なお、別紙明細書及び換地図は、掲載を省略し、それらを東播都市計画事業高田井土地区画整理事業区域内の二一―二街区一号公園内において掲示します。
平成二十六年三月三十一日
兵庫県西脇市郷瀬町六〇五番地
西脇市高田井土地区画整理組合
理事長　遠藤　幸夫

多賀城市市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。
一　多賀城市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
市営住宅条例（平成九年多賀城市条例第十三号）別表に掲げる市営住宅等
三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
平成二十六年四月一日から
平成二十九年三月三十一日まで
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　千葉　宇京

東松島市市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。
一　東松島市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
市営住宅条例（平成十七年四月一日条例第百五十一号）別表第一に掲げる市営住宅等のうち市営小松南住宅、市営小野中央住宅、市営小野駅前北住宅、市営川前二住宅、市営川前四番住宅。
三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
平成二十六年四月一日から
平成二十九年三月三十一日まで
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　千葉　宇京

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。
一　静岡県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
静岡県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う県営住宅等の名称
静岡県県営住宅条例施行規則（平成九年静岡県規則第三十三号）第二条別表左欄に掲げる名称
三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
㈠　法第四十七条第三項第一号から第三号までに掲げる権限（第一号に掲げる権限にあっては、入居者を公募することに限る。）を行うこと。
㈡　静岡県県営住宅条例（昭和三十六年静岡県条例第二十六号）第三十七条第二項各号（第七号を除く。）に掲げる権限を行うこと。
㈢　県営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。
四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成二十六年四月一日から
平成二十七年三月三十一日まで
平成二十六年三月三十一日
静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
静岡県住宅供給公社
理事長　矢野　弘典

和歌山県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。
一　和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成九年十月九日和歌山県条例第四十二号）別表第一及び別表第二に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、岩出市、紀美野町の区域に存する団地及び長山団地
三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による県営住宅等の管理
ロ　県営住宅等の修繕に関する業務、その他イに付随する業務
四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成二十六年四月一日から
平成二十七年三月三十一日まで
平成二十六年三月三十一日
和歌山市十三番丁三〇番地
和歌山県住宅供給公社
理事長　仁坂　吉伸

債権申出の催告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十六年三月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十六年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年三月三十一日
東京都世田谷区桜二丁目四番一―一三四号
株式会社ベリテ規約型確定給付企業年金
清算人　國井　正